第52期定時株主総会資料
電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

事業報告の「１．企業集団の現況」
(2)財産及び損益の状況
(5)主要な事業内容
(6)主要な営業所及び工場
(7)従業員の状況
(8)借入先の状況
(9)その他企業集団の現況に関する重要な事項

事業報告の「２．会社の現況」
(1)株式の状況
(2)新株予約権等の状況
(4)会計監査人の状況
(5)業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
(6)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
(7)反社会的勢力排除に向けた整備状況
(8)会社の支配に関する基本方針
(9)剰余金の配当等の決定に関する方針

連結株主資本等変動計算書
株主資本等変動計算書
連結注記表
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査報告

（2025年７月１日から2026年６月30日まで）

株式会社ジョイフル

前記の事項は、法令及び当社定款第17条第２項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

事　業　報　告

（2025年７月１日から
2026年６月30日まで）

１．企業集団の現況

(2)財産及び損益の状況

区　　分	第 49 期 (2023年６月期)	第 50 期 (2024年６月期)	第 51 期 (2025年６月期)	第 52 期 (当連結会計年度) (2026年６月期)
売　　上　　高　（百万円）	59,097	65,957	69,551	72,726
親会社株主に帰属する当期純利益　（百万円）	1,610	3,319	2,299	3,193
１株当たり当期純利益　　（円）	52.20	107.46	74.39	103.23
総　　資　　産　（百万円）	29,107	30,422	31,618	34,189
純　　資　　産　（百万円）	7,374	10,427	12,403	15,601
１株当たり純資産額　　（円）	236.61	334.72	398.17	500.71

（注）　従来「営業外収益」に計上しておりました社員独立フランチャイズ制度によって計上した加盟店への不動産賃貸収入については、第50期より「売上高」に計上しており、第49期連結会計年度の計数の組替えを行っております。

(5)主要な事業内容（2026年６月30日現在）

レストラン事業並びに同事業のフランチャイズチェーン店（ＦＣ）の展開

(6)主要な営業所及び工場（2026年６月30日現在）

①当　　社

本社所在地	大分県大分市三川新町一丁目１番45号
福岡工場配送センター	福岡県築上郡築上町大字日奈古186－１
熊本工場配送センター	熊本県菊池市袈裟尾字下大迫445番４号
愛知工場	愛知県豊川市御津町佐脇浜三号地１番17号
営業店舗	営業店舗数は、グループ直営が388店舗（株式会社フレンドリーの26店舗、台灣珍有福餐飲股份有限公司の32店舗を含む）、フランチャイズが283店舗であります。

②子会社

株式会社ジョイフル北日本	大分県大分市三川新町一丁目１番45号
株式会社ジョイフル東海	同　上
株式会社ジョイフル関西	同　上
株式会社ジョイフル中国	同　上
株式会社ジョイフル四国	同　上
株式会社ジョイフル北九州	同　上
株式会社ジョイフル中九州	同　上
株式会社ジョイフル東九州	同　上
株式会社ジョイフル西九州	同　上
株式会社ジョイフル南九州	同　上
株式会社フレンドリー	大阪府大東市寺川三丁目12番１号
台灣珍有福餐飲股份有限公司	新北市中和區中山路二段351號２樓之３
株式会社ジョイナス	大分県大分市原新町６番15号
株式会社ジョイフルサービス	大分県大分市三川新町一丁目１番45号
株式会社ジョイフル商事	同　上

(7)従業員の状況（2026年６月30日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,037名	13名増

（注）１．従業員数は当連結会計年度末就業人員であり、当社グループからグループ外への出向者を除いております。
２．上記のほかにパート及び嘱託を9,365名雇用しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
259名 （616名）	47名増 （34名増）	45.1歳 （40.3歳）	16.1年 （5.2年）

（注）１．従業員数は当期末就業人員であり、当社から社外への出向者を除いております。
２．パート及び嘱託は（　）内に外数で記載しております。

(8)借入先の状況（2026年６月30日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社伊予銀行	2,328
株式会社日本政策投資銀行	724
株式会社三井住友銀行	499
株式会社商工組合中央金庫	162
株式会社宮崎銀行	105
三井住友信託銀行株式会社	82
株式会社大分銀行	71
農林中央金庫	70
株式会社西日本シティ銀行	35
株式会社福岡銀行	21

（注） 借入金残高については百万円未満を切り捨てております。

(9)その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1)株式の状況（2026年６月30日現在）

①発行可能株式総数　120,000,000株
②発行済株式の総数　31,931,900株
③株主数　17,842名
④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ジョイ開発有限会社	12,335,600株	39.9%
公益財団法人穴見保雄財団	3,890,636株	12.6%
株式会社アナミアセット	1,486,400株	4.8%
穴見陽一	987,318株	3.2%
ジョイフル従業員持株会	396,012株	1.3%
株式会社商工組合中央金庫	342,914株	1.1%
株式会社ＳＢＩ証券	234,300株	0.8%
ＵＡゼンセンジョイフル労働組合	94,000株	0.3%
マネックス証券株式会社	84,300株	0.3%
穴見くるみ	71,313株	0.2%

（注）１．当社は、自己株式（991,768株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式（991,768株）を控除して計算しております。
３．持株比率は小数点第２位を四捨五入して表示しております。

⑤当事業年度中に当社役員に対し職務執行の対価として交付された株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬は、取締役４名（社外取締役を除く）に対し18,741株（普通株式）であります。なお、当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「２．会社の現況、(3)会社役員の状況、④当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(2)新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(4)会計監査人の状況

①名称　　有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62百万円

（注）１．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

３．当社子会社の株式会社フレンドリーは、当社の会計監査人の監査を受けております。

４．当社の非監査業務の内容は、新リース会計基準に関する助言業務であります。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められるなど、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5)業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備するため、会社法及び会社法施行規則に基づき内部統制の基本方針を取締役会決議で次のとおり定めております。

① 当社グループの取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る規程を制定し、当社グループの役員・従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範を定める。また、その徹底を図るため、当社総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役員・従業員教育等を行う。社内のコンプライアンスの状況の監査は、当社内部監査室が定期的に実施し、これらの活動は、定期的に当社取締役会及び監査役会に報告されるものとする。また、法令上疑義のある行為等について当社グループの役員・従業員が直接情報提供を行うことについての手続き及び情報提供者の身分保障を当社グループ規程に定めており、その情報提供の窓口を当社の内部監査室として運営する。

② 当社グループの取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する事項

当社グループの情報セキュリティ管理規程及び情報管理規程に従い、当社グループの取締役の職務執行に関わる情報を文書又は電磁的媒体(以下、情報資産等という。)に記録し、適切に保存及び管理を行っており、当社グループの取締役及び監査役は、当社グループの情報セキュリティ管理規程及び情報管理規程により、常時これらの情報資産等を閲覧できるものとする。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に関わるリスクについては、それぞれの当社の担当部署にて、ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び当社グループ全体的対応は、当社総務部が行うものとする。新たに緊急事態が発生した場合の対応については、当社グループの危機管理規程に従い、当社代表取締役若しくは当社代表取締役が指名する者を危機管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社取締役会は、当社グループの役員・従業員が共有する全社的な目標を定めるとともに、重要事項の意思決定を行う。当社取締役会に上程すべき事項のより詳細な検討を行うため、当社取締役が出席して原則として毎週１回経営会議を開催する。職務の執行にあたっては、当社グループ規程に規定された職務権限・職務分掌及び意思決定のための社内ルールに従い、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社取締役及び当社の経営職層の従業員に子会社取締役を兼務させ、子会社の法令遵守・リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。また、当社内部監査室が子会社の監査を行い、その業務の適正さを確保する。

さらに、会計基準その他財務報告に関連する諸法令を遵守し、財務報告の適切性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行う。また、内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査業務を補助するために必要に応じて従業員を置くことができる。取締役はその設置に協力するものとする。監査役から補助を任命された者は任命を解除されるまで、取締役からの指揮命令を受けない。また、その間の当該従業員に関する人事異動・懲罰については、予め監査役の承認を必要とするものとし、監査役は、その人事評価について意見を述べることができる。

⑦　当社グループの取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

　当社グループの取締役又は従業員は当社監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の状況、内部通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。

　報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、当社取締役と当社監査役との協議により決定する方法による。

⑧　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

　当社は当社監査役からその職務の執行に要する費用の前払い等の請求を受けた場合、当該請求に係る費用又は債務が当社監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

　当社代表取締役は、当社監査役の求めに応じて意見交換会を設定する。また、当社常勤監査役に経営会議をはじめとする社内の主要な会議の開催を通知し、その出席及び発言の機会を妨げない。

(6)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

　当社では上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

①　主な会議の開催状況として、取締役会は14回（書面決議１回を含む）開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外監査役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は13回開催いたしました。

②　監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を実施いたしました。

③　内部監査室は、内部監査計画に基づき当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

(7)反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力排除に向け、基本方針並びに体制整備の方針を策定しております。

＜基本方針＞

① 反社会的勢力とは関係を持たず、取引も行わない。
② 反社会的勢力との取引が判明した場合、速やかに取引の解消に向けて適切な措置を講ずる。
③ 反社会的勢力への資金の提供を一切行わない。
④ 反社会的勢力からの不当要求には応じない。また、反社会的勢力による不当要求が認められた場合には、民事上若しくは刑事上の法的対応を行う。
⑤ 反社会的勢力による被害を防止するため、警察その他の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応する。
⑥ 反社会的勢力から役員・従業員の安全を確保する。

＜反社会的勢力排除に向けた体制整備の方針＞

上記方針に加え、不当要求があった場合の対応基準を定め、役員・従業員に周知する。また、その対応統括部門である総務部において、反社会的勢力に関する情報の収集と管理を行い、不当要求の事案が発生した場合は、警察、暴力追放運動センターや顧問弁護士に早期に報告、相談するなどの緊密な連携を図る体制を構築する。

(8)会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(9)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けております。配当政策につきましては、財務体質の強化と将来の事業展開に備えるために内部留保の充実を図るとともに、安定した配当を継続して実施する方針であります。

当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当は、株主総会によるほか、取締役会の決議によって決めることができる旨を定款に定めております。

2026年６月期の期末配当金につきましては、上記方針に基づき2026年８月10日開催の定時取締役会にて期末配当５円、併せて創業50周年記念配当５円について決議しております。これにより2026年６月期の年間配当は、先に実施いたしました中間配当５円と併せて、１株当たり15円となります。

連結株主資本等変動計算書

（2025年７月１日から
2026年６月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	4,229	9,407	△1,510	12,226
当期変動額					
剰余金の配当			△309		△309
親会社株主に帰属する当期純利益			3,193		3,193
自己株式の処分		△6		28	22
連結子会社の自己株式取得による持分の増減		△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					―
当期変動額合計	―	△6	2,883	28	2,905
当期末残高	100	4,223	12,291	△1,482	15,132

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△7	△1	52	41	85	91	12,403
当期変動額							
剰余金の配当					―		△309
親会社株主に帰属する当期純利益					―		3,193
自己株式の処分					―		22
連結子会社の自己株式取得による持分の増減					―		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	196	―	25	51	274	18	292
当期変動額合計	196	―	25	51	274	18	3,197
当期末残高	189	△1	78	93	359	109	15,601

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（1）連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

・連結子会社の数　15社

・連結子会社の名称　株式会社ジョイフル北日本
株式会社ジョイフル東海
株式会社ジョイフル関西
株式会社ジョイフル中国
株式会社ジョイフル四国
株式会社ジョイフル北九州
株式会社ジョイフル中九州
株式会社ジョイフル東九州
株式会社ジョイフル西九州
株式会社ジョイフル南九州
株式会社フレンドリー
台灣珍有福餐飲股份有限公司
株式会社ジョイフルサービス
株式会社ジョイナス
株式会社ジョイフル商事

②非連結子会社はありません。

（2）持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社又は関連会社はありません。

②持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社はありません。

（3）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社フレンドリーの決算日は３月31日、台灣珍有福餐飲股份有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類作成にあたっては、株式会社フレンドリーは連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しており、台灣珍有福餐飲股份有限公司は３月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

①資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法によっております。

ロ．棚卸資産

・製品・原材料　移動平均法による原価法によっております。

・商品・貯蔵品　主として最終仕入原価法による原価法によっております。

なお、貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

②固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　10年～47年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

ニ．長期前払費用

定額法によっております。

③引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　金銭債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　　従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担相当額を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金　　当社は、将来の役員の退職に伴う退職金の支払いに充てるため、役員退職慰労金規程に基づく支払予定額を計上しておりましたが、2018年3月17日開催の第43期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止及び重任する役員については、同日までの在任期間に対する役員退職慰労金を退任の際に支給することを決議しております。当連結会計年度末の当社役員退職慰労引当金の残高は、その支給予定額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

　数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(４年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑤収益の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ．直営店売上高

直営店売上高は、当社及び連結子会社のレストラン事業における顧客への商品の販売であります。商品の販売については、顧客に商品を引き渡し、対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、割引クーポン等の顧客に支払われる対価の一部は、売上高から控除して収益を認識しております。

ロ．商品販売の売上高

商品販売の売上高は、小売店に対する当社商品の販売であります。商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

ハ．フランチャイズに係る売上高

当社は、フランチャイズ加盟店に対して食材・消耗品の販売を行っております。食材・消耗品の販売については、フランチャイズ加盟店に食材・消耗品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

また、当社はフランチャイズ加盟店からロイヤリティ収入を得ております。ロイヤリティ収入については、フランチャイズ加盟店の売上高に一定割合を乗じて測定し、その発生時点等を考慮して収益を認識しております。

さらに、当社はフランチャイズ加盟店から店舗物件の賃貸に伴う不動産賃貸収入を得ております。不動産賃貸収入については、賃貸期間の経過に応じて収益を認識しております。

⑥外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、子会社の仮決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

2.表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取保険金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

3．会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	21,467百万円
無形固定資産	670百万円
減損損失	136百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、事業用資産については主に独立した会計単位である店舗単位で、賃貸用資産及び遊休資産については物件単位で、資産のグルーピングを行っております。ただし、事業用資産のうち工場及び配送センターについては、共用資産としております。固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは事業計画等を基礎としておりますが、これには将来の営業損益の予測等、重要な判断や不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれます。

これらの見積りにおいて用いた仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

４．連結貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

建物及び構築物	15百万円
土地	330百万円
計	345百万円
短期借入金	400百万円
計	400百万円

(2)有形固定資産の減価償却累計額　38,341百万円

５．連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失
事業用資産等	建物及び構築物、その他	福岡県他（47店舗）	136百万円

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき、事業用資産については主に独立した会計単位である店舗単位で、賃貸用資産及び遊休資産については物件単位で、資産のグルーピングを行っております。ただし、事業用資産のうち工場及び配送センターについては、共用資産としております。

事業用資産及び賃貸用資産のうち、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている店舗・物件及び帳簿価額に対して著しく時価が下落している店舗・物件並びに遊休資産について、減損処理の要否を検討し、減損対象となった資産は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として計上しております。

なお、事業用資産の回収可能価額は、主として使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めない資産については回収可能価額を零として算定しております。また、使用価値の算定の際に適用した割引率は7.5％を用いております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	事業用資産等
建物及び構築物	92
その他	43
計	136

６．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	31,931,900株	－株	－株	31,931,900株

(2)自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,010,509株	－株	18,741株	991,768株

（注）自己株式の減少18,741株は、取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

(3)剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年８月12日定時取締役会	普通株式	154	5	2025年８月31日	2025年10月27日
2026年２月16日定時取締役会	普通株式	154	5	2026年２月28日	2026年５月11日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年８月10日定時取締役会	普通株式	309	利益剰余金	10	2026年８月31日	2026年10月26日

（注）1株当たり配当額10円の内訳は、普通配当5円・創業50周年記念配当5円となります。

７．金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループでは、資金計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

一時的な余剰資金は短期的な定期預金等の運用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

また、デリバティブ取引は原則として行わない方針ですが、後述するリスクを一時的に回避するために必要な場合に限り利用しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。貸付金（建設協力金)は、支払家賃との相殺により回収しますが、店舗物件の貸主の信用リスクに晒されております。

土地・建物の賃貸借契約に基づき差入れる敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式及び投資信託は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金・未払金等は、１年以内の支払期日であり、原則円建てとしております。ただし、一部商品の輸入に伴い外貨建てとする場合については為替変動リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権等について主要な取引先（主にフランチャイズ加盟店）の状況を定期的にモニタリングし、かつ取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うことで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、原則円建て取引を基本としておりますが、一時的に発生した外貨建ての営業金銭債務については、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して為替予約を利用してヘッジをする方針としております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金に係る支払金利の変動リスクについては、不要な借入は行わず借入金を圧縮することを基本としたうえで、金利動向を踏まえペナルティの発生しない金利更改時にあわせて期限前償還等の対応をとることにしております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、翌期予算及び投資計画に基づいて年間の資金繰り計画を策定し、取締役会の承認を得ております。

また、月次で資金繰り状況について取締役会まで報告するとともに、日次では社内各部署からの報告に基づき、経理部門が随時資金繰り計画を更新し、必要な場合には当座貸越等に基づく借入を行い、手元流動性資金を適正な範囲に維持することで、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定した価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2026年６月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金、買掛金、短期借入金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
①投資有価証券 (*1、*2)	1,358	1,358	―
②敷金及び保証金	2,553	2,276	△277
資　産　計	3,912	3,634	△277
①長期借入金(*3)	3,700	3,571	△128
負　債　計	3,700	3,571	△128

(*1)市場価格のない株式等は、「①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	12

(*2)投資信託について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託の基準価額を時価とみなしており、当該投資信託が含まれております。

(*3)長期借入金には１年内返済予定の長期借入金を含めております。

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	132	1,226	－	1,358
資産計	132	1,226	－	1,358

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
敷金及び保証金	－	2,276	－	2,276
資産計	－	2,276	－	2,276
長期借入金	－	3,571	－	3,571
負債計	－	3,571	－	3,571

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

非上場投資信託は、公表されている基準価額等を用いて評価しており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標による利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

８．資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1)当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は主として取得から15～20年と見積り、割引率は0.26％～2.98％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3)当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	3,186百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	56百万円
時の経過による調整額	7百万円
資産除去債務の履行による減少額	△16百万円
その他の増減額（△は減少）	6百万円
期末残高	3,241百万円

９．賃貸等不動産に関する注記

当社は、九州地域を中心に社員独立フランチャイズ制度として、店舗物件を賃貸しております。また、旧直営店舗物件等を賃貸するとともに、阿蘇市等に遊休不動産（土地・建物）を所有しております。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は651百万円(賃貸収益は売上高及び営業外収益に、賃貸費用は売上原価及び営業外費用に計上)であります。

また、賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び期中における主な変動並びに期末における時価及び当該時価の算定方法は下記のとおりであります。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	期首残高	4,019
	期中増減額	1,425
	期末残高	5,444
期末時価		4,015

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。また、連結貸借対照表計上額には資産除去債務（433百万円）を含んでおります。

２．主な変動

期中増減額は主に、グループ直営からフランチャイズへ転換したことに伴う賃貸等不動産への振替による増加（1,551百万円）であります。

３．時価の算定方法

期末の時価は、路線価及び固定資産税評価額等の指標に基づいて自社で算定した金額であります。

10. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

直営ジョイフルの飲食店の売上高	50,129
直営ジョイフル以外の連結子会社飲食店の売上高	4,155
商品販売の売上高	1,324
フランチャイズ加盟店に販売している食材売上	11,184
フランチャイズ加盟店からのロイヤリティ収入	3,670
その他	166
顧客との契約から生じる収益	70,630
その他の収益	2,096
外部顧客への売上高	72,726

（注）その他の収益には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく収益等が含まれております。

(2)収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項（4）会計方針に関する事項　⑤収益の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

（単位：百万円）

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,517
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,722
契約負債（期首残高）	52
契約負債（期末残高）	56

顧客との契約から生じた債権は、主にレストラン事業における顧客に対する商品の販売及び小売店に対する商品の販売時に受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動資産の「売掛金」として表示しております。

契約負債は、主に食事券の販売により受け取った預り金であり、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。なお、契約負債は、顧客に対する商品の販売に伴って履行義務が充足され、収益へと振替えられます。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は52百万円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	500円71銭
(2) １株当たり当期純利益	103円23銭

12. 重要な後発事象に関する注記

（重要な設備投資）

当社は、2026年７月13日開催の取締役会において、固定資産の取得を決議いたしました。

(1)取得の理由

次世代への成長戦略推進に向け、今後予想される工場施設の老朽化・自然災害リスク及び、生産量増加等の観点から、自社工場生産体制の再構築を行うため、新工場を建設することといたしました。

(2)設備投資の内容

① 名称　　愛知豊橋工場
② 所在地　愛知県豊橋市牛川通４丁目
③ 竣工時期 2028年２月（予定）
④ 投資額　約75億円
⑤ 資金計画 自己資金及び借入金

(3)今後の業績に与える影響

当該新工場の竣工は2028年２月を予定しているため、2027年６月期の連結業績に与える影響は軽微と見込んでおります。

（コミットメント期間付タームローン契約の締結）

当社は、2026年７月13日開催の取締役会において、シンジケート方式によるコミットメント期間付タームローン契約の締結について決議し、2026年７月31日付で契約を締結いたしました。これは愛知豊橋工場建設に伴う資金調達を目的としております。

(1)借入先

株式会社伊予銀行を含め７金融機関

(2)組成金額

55億円

(3)契約締結日

2026年7月31日

(4)コミットメント期間

2026年８月26日から2028年３月31日

(5)タームローン期間

2028年３月31日から2033年３月31日

(6)契約形態

シンジケート方式コミットメント期間付タームローン

(7)資金使途

愛知豊橋工場建設

(8)借入金利

変動金利

(9)担保有無

無担保、無保証

(10)財務制限条項

① 2026年６月期以降、各決算期において連結貸借対照表の純資産の金額を2025年６月期の連結貸借対照表の純資産の金額の75％及び直前決算期の連結貸借対照表の純資産の金額の75％のいずれか高い方の金額以上に維持すること

② 2026年６月期以降、各決算期において連結損益計算書の経常損益につき２期連続して損失を計上しないこと

（ふるさと融資の活用）

当社は、2026年７月13日開催の取締役会において、一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）の制度「ふるさと融資」を活用し、資金調達を行うことについて決議いたしました。

(1)借入先

豊橋市

(2)資金調達額

25億円

(3)契約締結日

2027年9月(予定)

(4)契約期間

2028年3月から2037年11月(予定)

(5)借入金利

無利子

(6)連帯保証

株式会社三井住友銀行

（連結子会社の吸収合併）

当社は、2026年８月10日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社フレンドリーを吸収合併することを決議し、2026年10月１日付で合併する予定であります。

また、当社は本合併の決議にあたり、株式会社フレンドリーが債務超過となっていることから貸付金504百万円を放棄することを併せて決議いたしました。この債権放棄により2027年６月期の当社の連結業績及び個別業績に与える影響はありません。

(1)取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称　株式会社フレンドリー

事業の内容　　レストラン事業

② 企業結合日

2026年10月１日

③ 企業結合の法定形式

当社を存続会社とし、株式会社フレンドリーを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社ジョイフル

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社グループを取り巻く経営環境が大きく変化したことを受け、当社グループの経営管理体制を見直し、経営資源を統合することで、事業運営及び業務の効率化を図り、当社グループの企業価値を向上させることを目的としております。

(2)実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

株主資本等変動計算書

（2025年７月１日から
2026年６月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	100	25	4,282	4,307	8,347
当期変動額					
剰余金の配当				－	△309
当期純利益				－	2,667
自己株式の処分			△6	△6	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－	
当期変動額合計	―	―	△6	△6	2,358
当期末残高	100	25	4,276	4,301	10,705

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金 利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	8,347	△1,510	11,244	△7	△7	11,237
当期変動額						
剰余金の配当	△309		△309		－	△309
当期純利益	2,667		2,667		－	2,667
自己株式の処分	－	28	22		－	22
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－		－	196	196	196
当期変動額合計	2,358	28	2,380	196	196	2,577
当期末残高	10,705	△1,482	13,625	189	189	13,814

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式　　移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法によっております。

②棚卸資産

・製品・原材料　　移動平均法による原価法によっております。

・商品・貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法によっております。

なお、貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	19年～47年
構築物	10年～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④長期前払費用

定額法によっております。

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金　金銭債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金　従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度負担相当額を計上しております。

③退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（４年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④役員退職慰労引当金　将来の役員の退職に伴う退職金の支払いに充てるため、役員退職慰労金規程に基づく支払予定額を計上しておりましたが、2018年3月17日開催の第43期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止及び重任する役員については、同日までの在任期間に対する役員退職慰労金を退任の際に支給することを決議しております。当事業年度末の当社役員退職慰労引当金の残高は、その支給予定額を計上しております。

(4)収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①直営店売上高

直営店売上高は、当社のレストラン事業における顧客への商品の販売であります。商品の販売については、顧客に商品を引き渡し、対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、割引クーポン等の顧客に支払われる対価の一部は、売上高から控除して収益を認識しております。

②商品販売の売上高

商品販売の売上高は、小売店に対する当社商品の販売であります。商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

③フランチャイズに係る売上高

当社はフランチャイズ加盟店及び子会社に対して食材・消耗品の販売を行っております。食材・消耗品の販売については、フランチャイズ加盟店及び子会社に食材・消耗品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

また、当社はフランチャイズ加盟店及び子会社からロイヤリティ収入を得ております。ロイヤリティ収入については、フランチャイズ加盟店の売上高及び子会社の営業利益に一定割合を乗じて測定し、その発生時点等を考慮して収益を認識しております。

さらに、当社はフランチャイズ加盟店及び子会社から店舗物件の賃貸に伴う不動産賃貸収入を得ております。不動産賃貸収入については、賃貸期間の経過に応じて収益を認識しております。

(5)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

２．表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

３．会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	20,664百万円
無形固定資産	680百万円
減損損失	114百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「３．会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

４．貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	36,509百万円
(2)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
①短期金銭債権	705百万円
②長期金銭債権	504百万円
③短期金銭債務	978百万円

５．損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高

営業取引による取引高	
①売上高	28,420百万円
②売上原価	21百万円
③販売費及び一般管理費	256百万円
営業取引以外の取引高	
①営業外収益	30百万円
②営業外費用	9百万円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,010,509株	―株	18,741株	991,768株

（注）自己株式の減少18,741株は、取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費及び減損損失	1,100百万円
未払事業税等	141百万円
貸倒引当金	407百万円
賞与引当金	12百万円
退職給付引当金	306百万円
役員退職慰労引当金	53百万円
資産除去債務	1,044百万円
子会社株式評価損	842百万円
その他	188百万円
繰延税金資産小計	4,098百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	―百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,103百万円
評価性引当額小計	△3,103百万円
繰延税金資産合計	994百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△349百万円
その他	△100百万円
繰延税金負債合計	△450百万円
繰延税金資産（負債）の純額	544百万円

８．関連当事者との取引に関する注記

(1)役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社アメイズ	大分県大分市	1,299百万円	ホテル業 飲食業	―
	有限会社グッドイン	大分県大分市	10百万円	ホテル旅館業	―

関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
当社のフランチャイジー	食材の販売及びロイヤリティの受取※１	323百万円	売掛金	26百万円
店舗の賃貸借契約	(1)店舗賃借料の支払※２	18百万円	前払費用	2百万円
	(2)店舗敷金の支払※２	6百万円	敷金及び保証金	13百万円
	(3)店舗敷金の回収※２	4百万円		
	(4)食事券の販売※３	20百万円	―	―

（注） 取引条件及び取引条件の決定方針等

※１． 食材の販売及びロイヤリティの受取における条件は、フランチャイズ契約に基づくものであり、その条件は他の加盟店と同様であります。

※２． 店舗賃借料については、近隣家賃等を参考にして決定しております。また店舗敷金については、当社と関係を有しない取引契約と同様に決定されております。

※３． 食事券の販売における条件は、一般顧客向けと同様に額面価額であります。

(2)子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）
子会社	株式会社ジョイフル北日本等10社※１	大分県大分市	各社５百万円	レストラン事業	所有 直接　100.0%
	株式会社フレンドリー	大阪府大東市	50百万円	レストラン事業	所有 直接　100.0%

関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
ファミリーレストラン「ジョイフル」の運営	(1)食材の販売及びロイヤリティの受取等※２	27,434百万円	―	―
	(2)店舗売上金の預り	―	預り金	896百万円
	(3)資金の回収	31百万円	短期貸付金 ※３	691百万円
資金の貸付	資金の回収	―	長期貸付金 ※３	504百万円

（注）　取引条件及び取引条件の決定方針等

※１．　ファミリーレストラン「ジョイフル」を運営している子会社は期末日現在10社存在するため、各社の取引金額及び期末残高を合算し重要性を判断しております。

※２．　株式会社ジョイフル北日本等10社における食材の販売及びロイヤリティの受取等については、親子間取引に関する基準書に基づき決定しております。

※３．　子会社への貸付金に対し1,160百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において貸倒引当金戻入額16百万円を計上しております。

９．収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「１．重要な会計方針に係る事項　(4)収益の計上基準」に記載のとおりであります。

10．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　446円50銭

(2) １株当たり当期純利益　86円24銭

11．重要な後発事象に関する注記

連結注記表「12.重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年9月11日

株式会社　ジョイフル
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
福　岡　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　上　田　知　範

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮　嵜　　健

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジョイフルの2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジョイフル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上